

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和4年12月2日

須賀川市長 橋本 克也

1 制限付一般競争入札に付する事項	
(1) 工事番号	水第52号
(2) 工事名	芦田塚団地5号配水支管布設替工事
(3) 工事場所	須賀川市芦田塚地内
(4) 工期	令和4年12月23日(金) ～ 令和5年3月24日(金)
(5) 工事種別	水道施設
(6) 工事概要	配水支管布設替工 HPPEφ75 L=111.00m 給水管接続替工 PPφ20 N=7箇所
(7) 発注課	水道施設課
2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
対象工事の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。	
(1)	須賀川市の令和3・4年度競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
(2)	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3)	制限付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「入札参加資格確認申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱に基づく制限を受けていないこと。
(4)	市内に本店又は営業所（支店）を有する者であること。
(5)	有資格者名簿の、水道施設の等級区分がA～Bに格付をされている者であること。
(6)	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
(7)	建設業法第26条の規定その他法令に違反しない技術者を適正に配置できること。
(8)	過去の一定期間（原則5年間、建築一式及び特殊工事については10年間）において、本工事と同種の工事について、国、都道府県、政令指定都市、市町村、公団・公社等の特殊法人発注の施工実績があること。この場合において、施工実績は、元請によるものとするが、それに相当する実績を有する場合も含むものとする。
(9)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
(10)	市税の滞納がないこと。
3 入札参加の申込み	
入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を経営課経営マネジメント係に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。	
(1) 受付期間	令和4年12月2日(金) ～ 令和4年12月9日(金) (土日、祝日を除く8時30分～17時15分)
(2) 受付場所	経営課経営マネジメント係（市役所3階）
(3) 受付方法	持参
(4) その他	記載内容に変更が生じた場合は、令和4年12月9日(金)までに再提出すること。

4 設計図書の閲覧	
(1) 閲覧場所	市ホームページ（設計図書等のデータをダウンロード可能）
(2) 閲覧期間	令和4年12月2日（金） ～ 令和4年12月21日（水）
(3) 閲覧方法	<p>ア 設計図書閲覧パスワード申請・回答書により、経営課経営マネジメント係へFAX(0248-72-7983)で申請すること。</p> <p>イ 経営課窓口での閲覧をする場合は、設計図書閲覧等申請書及びデータを書き込んでいない未使用の電子媒体（CD-R）を持参すること。</p> <p>※入手した設計図書を対象工事の見積以外に使用しないこと（対象工事を落札し、工事現場で使用する場合を除く。）。また、入手した設計図書を第三者に譲渡、提供、貸借、閲覧に供しないこと。</p>
5 設計図書に関する質問の提出と回答	
(1) 質問の提出期間	令和4年12月2日（金） ～ 令和4年12月9日（金）
(2) 質問の提出場所	経営課経営マネジメント係（市役所3階） ※FAXの場合は、0248-72-7983
(3) 回答期限	令和4年12月16日（金）
(4) 回答方法	質問者に原則としてFAXにより回答するとともに、市ホームページにおいて公表する。
6 入札に参加する者に必要な資格の確認結果の通知等	
(1)	令和4年12月16日（金）までに制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。
(2)	入札参加資格がないとされた者は、令和4年12月19日（月）までにその理由の説明を求めることができる。
(3)	市は入札参加資格がないとしたことについて、説明を求められたときは、書面により回答する。
7 入札参加資格の喪失	
入札に参加する者に必要な資格を有するとされた者が、2に掲げる条件に該当しなくなったとき又は入札申請書に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、入札に参加する資格を喪失する。	
8 入札保証金	
免除する。	
9 入札書等提出期間及び開札場所等	
(1) 入札書提出期間	令和4年12月16日（金） ～ 令和4年12月21日（水） （必着）
(2) 入札書送付先	〒962-8601 福島県須賀川市八幡町135番地 須賀川市上下水道部経営課経営マネジメント係
(3) 開札日及び場所等	<p>令和4年12月22日（木） 10時00分 須賀川市役所 4階大会議室C・D</p> <p>※ 入札者又はその代理人は開札に立ち会うことができ、立ち会いを希望する場合は、令和4年12月21日（水）の午後3時までに連絡をすること。 なお、立ち会い希望者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ開札する。</p>
10 入札方法等	
(1) 入札方法	郵便入札
(2) 郵送方法	<p>① 一般書留郵便又は一般信書郵便事業者若しくは特定信書郵便業者による配達証明付きの信書便による郵送。（簡易書留は不可）</p> <p>② 郵送用の外封筒に③の中封筒を入れる二重封筒とし、外封筒には宛名、入札参加者名、入札件名及び封入した書類名を記載する。</p> <p>③ 入札書・工事費内訳書をそれぞれ分けて別の中封筒に入れ、入札参加者名、入札件名及び封入した書類名を記載し、封印（封筒の継ぎ目3カ所に押印）する。</p> <p>④ 須賀川市内に本店又は営業所（支店）を有する者は、上記②、③の封筒による持参提出も可とする。</p>
(3) 入札書記載方法	<p>入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き額）を入札書に記載すること。</p> <p>入札書の日付は、入札書提出期間内における入札書作成日又は投かん日を記載する。</p>
(4) 工事費内訳書	第1回の入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書（市指定様式による。）を提出しなければならない。なお、要件を満たした工事費内訳書を提出しなかった場合は、失格とする。
(5) 最低制限価格	有 最低制限価格を下回った場合は、「失格」とする。

(6)	落札者の決定	<p>予定価格内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合、当該入札参加者の了承を得られた場合に限り、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとし、了承を得られない場合は、当該入札参加者の出席により、くじ引きを行う。</p> <p>なお、契約額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。</p>
(7)	再入札	<p>第1回の入札で落札者がいないときは、連絡のうえ、再度の入札を1回限り行う。ただし、前回の入札において最低制限価格より低い価格の入札者は、参加できないものとする。</p> <p>また、再度入札の場合において、前回入札の最低価格より高い金額又は同額の入札は無効とする。</p>
(8)	入札書等の差替え	入札書等の郵便物の差替えはできないものとする。
(9)	入札の延期又は中止等	郵便事情等により事故が発生した場合又は不明な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しの決定を行い、速やかに当該入札参加者へ通知する。
(10)	郵便入札に係る費用等	郵便入札に係る費用は、入札の結果に関わらず、入札参加者の負担とする。入札書等の到着確認の問い合わせは応じないものとする。
11 無効となる入札書		
(1)	入札に参加する資格のない者がした入札書	
(2)	一つの入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札書	
(3)	入札者の記名押印がない入札書	
(4)	入札金額を訂正している入札書	
(5)	入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札書	
(6)	指定した郵送方法によらない入札書	
(7)	指定した入札書の到達期限を過ぎて到着した入札書	
(8)	明らかに不正によると認められる入札書	
(9)	「資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準」により資本関係又は人的関係のある者同士が提出した入札書	
(10)	その他入札に関する条件に違反してなされた入札書	
12 契約に関する事項		
(1)	規則及び須賀川市工事請負契約約款に基づき契約を締結する。	
(2)	契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けたときに本契約が成立するものとする。	
(3)	契約保証金	規則第29条に基づき、契約額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、同規則第30条第1項の各号に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除することができる。
(4)	代金支払い方法	しゅん工検査後、適法な支払請求書を受理した日から40日以内に支払う。
(5)	入札留意事項	談合情報があり、信憑性のある情報と判断されるときは、事情聴取を行う。その結果、談合の事実があったと認められる場合は、入札を延期又は取り止める。また、談合の事実がないと認められる場合は、誓約書を提出後入札を執行する。
(6)	現場代理人	須賀川市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準による。

【入札事務担当：経営課経営マネジメント係 0248-63-7118（直通）】